

随意契約理由書

件名	(仮称)東町線上空通路建設他工事
契約の相手方	明和・関建特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社明和工務店
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>東町線上空通路は、現在建設中の連絡ロビー・エネルギー施設(以下、連絡L・E施設)と、中央区役所・中央区文化センター(以下、新中央区)を接続する歩行者専用通路である。本通路は、接続する建物に荷重を負担させる構造となっており、両建物との接続階ができてから架設する必要があるため、後発の連絡L・E施設の基本設計・実施設計と併せて本通路を設計している。</p> <p>本通路のうち、新中央区敷地に係る部分については、許認可等の変更または増築に係る手続きを行う必要があるため、連絡L・E施設の当初発注に本通路を含めていた場合、当該手続きのため新中央区の工事を一時中断する必要があり、結果として、新中央区の工期が大幅に遅れ、中央区庁舎の移転を前提とする再開発事業にも大きな影響を及ぼすことが想定された。</p> <p>また、新中央区工事の中断を避けるために、新中央区の完成後に連絡L・E施設の工事を開始すべく発注を遅らせていた場合、本庁舎2号館再整備事業全体に大きな影響を及ぼすことが想定された。</p> <p>いずれにしても、都心三宮再整備事業全体に大きな影響を及ぼすこととなるため、連絡L・E施設当初発注に本通路を含めず、別工事として発注時期をずらし、新中央区の完成後に本通路に関する許認可申請を行うものとし、連絡L・E施設本体工事との工事間調整や、架設及び工事ヤードを共有する必要があるため、工事の施工、工程、安全管理上同一業者で行うことが必要不可欠である。</p> <p>以上の理由により、本工事については、(仮称)連絡ロビー・エネルギー施設建設他工事の請負契約の相手方と随意契約により契約を締結するものとする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課 (電話番号 078-984-0251)